

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	13	府省庁名	内閣府
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業税 不動産取得税 固定資産税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の拡充・延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に定める産業高度化・事業革新促進地域において、法人税及び所得税の特例措置の拡充・延長が認められた場合に、税制上の特例措置の拡充・延長を講じる。</p> <p>・ 特例措置の内容 産業高度化・事業革新促進地域において、上記の法人税及び所得税負担の軽減となる特例措置の拡充・延長が認められた場合、個人住民税、法人住民税（法人税割）及び事業税についても同様の効果を適用する（自動連動）。</p> <p>沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する施設を那覇市に新設した青色申告法人は、次の場合、事業所税のうち、資産割の課税標準となるべき事業所床面積を2分の1として5年間計算。</p>		
関係条文	地方税法第23条第1項第2号、第3号、同法第32条第1項、同法第35条第1項、同法第51条第2項、同法第72条第1項第3号、同法第72条の12第1号ハ、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号、同法第313条第2項		
減収見込額	[初年度] ▲7 (▲54) [平年度] ▲10 (▲54) [改正増減収額] - (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 沖縄県は、広大な海域や豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品の開発や新たな事業の創出において高い優位性・潜在性を有している。</p> <p>このため、産業高度化・事業革新に資する企業や製造業等の集積、当該企業等による設備投資や研究開発等を促進することで、沖縄の優位性・潜在性を活かした産業イノベーションを促進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、もって沖縄における自立型経済の発展を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性 沖縄は、上述のような優位性・潜在性を有する一方で、本土から遠隔にあること、長期間我が国の施政権外に置かれた歴史的事情を有することなどから、産業立地先としての不利性や経済構造上の脆弱性も有している。</p> <p>このため、政府としても、産業高度化・事業革新促進地域における税制措置等により、産業高度化・事業革新に資する企業や製造業等の集積、当該企業等による設備投資・研究開発等を促すことで、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図るなど、沖縄における産業振興を側面支援してきたところ。</p> <p>これらの取組もあり、近年では、バイオベンチャー企業の増加や沖縄科学技術大学院大学（OIST）等の先端的研究機関と企業との共同研究の動きがみられるなど、イノベーション創出に向けた環境整備が進んでいる一方、県内総生産に占める製造業の割合は平成25年度4.2%（全国平均は18.4%）と、製造業等の基盤は引き続き脆弱な状況であることから、今後もより一層の振興が必要な状況と考えられる。</p> <p>そのため、今般、産業高度化・事業革新促進地域について所要の拡充措置を講じることにより、より効果的に活用される制度の実現を図りたい。</p>		
本要望に対応する縮減案			
		ページ	13—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】11 沖縄政策の推進 【施策】①沖縄政策に関する施策の推進
	政策の達成目標	・税を活用した企業数の増加 ・税を活用した設備投資額の増加
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成34年3月31日までの5年間
	同上の期間中の達成目標	平成33年度 ・税を活用した企業数 92社 ・税を活用した設備投資額 360億円
	政策目標の達成状況	平成27年度 ・税を活用した企業数 25社 ・税を活用した設備投資額 94.9億円 ※沖縄県アンケートより推計
有効性	要望の措置の適用見込み	今後、平年度65件の活用を見込む。(上記達成目標実現等の仮定のもとでの試算。)
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	製造業等において、クリーンルームをはじめとする精緻に環境管理ができる設備など、高度な建物附属設備を整備することが、企業が高付加価値な製品やサービスの創出するために重要となってきた。沖縄県においても、ものづくり産業の高付加価値化を促進するためには、製造業やバイオ関連企業等においてクリーンルームを新たに導入する場合等、既存の施設を高度化してイノベーションの促進を図る企業を後押ししていくことが肝要。 そのため、現行の対象設備に加えて、建物附属設備を建物とは別に取得する場合についても、税制措置を通じて支援することで、企業の設備投資を活性化し、産業の高度化や事業創出に寄与する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・法人税及び所得税の軽減 ・事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置
	予算上の措置等の要求内容及び金額	-
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
	要望の措置の妥当性	本特例措置を通じて、企業の開発力の向上や新事業創出等に対する設備投資を活性化することは、沖縄県の産業イノベーションの促進することにつながり、政策目的を達成する手段として有効である。 なお、本特例措置は、企業が自助努力により利益をあげ、更なる成長を求めて設備投資を行うことを後押しするものであり、補助金等にみられるようなモラルハザードを抑制する効果を上げることができ、必要最小限の措置となっている。

税負担軽減措置等の適用実績	(過去3年間の適用実績)																														
	(単位: 件、百万円)																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>H24 年度</th> <th>H25 年度</th> <th>H 26 年度</th> <th>H 27 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人住民税</td> <td>適用額</td> <td>40</td> <td>103</td> <td>65</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>個人住民税</td> <td>適用額</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>適用額</td> <td>4</td> <td>12</td> <td>8</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業所税</td> <td>適用額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>			H24 年度	H25 年度	H 26 年度	H 27 年度	法人住民税	適用額	40	103	65	-	個人住民税	適用額	-	-	-	-	事業税	適用額	4	12	8	-	事業所税	適用額	0	0	0	-
		H24 年度	H25 年度	H 26 年度	H 27 年度																										
法人住民税	適用額	40	103	65	-																										
個人住民税	適用額	-	-	-	-																										
事業税	適用額	4	12	8	-																										
事業所税	適用額	0	0	0	-																										
	<p>※地方税(法人住民税・個人住民税・事業税の自動連動分)について、平成24年度から平成26年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。</p> <p>※地方税(事業所税)については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。</p> <p>※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。</p> <p>※事業税に地方法人特別税を含んでいる。</p> <p>※事業所税については那覇市のみの措置。</p> <p>※算定できないものについては、「-」と記載。</p>																														
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>(平成26年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却 法人住民税 3,790 千円、事業税 7,555 千円 ・沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 法人住民税 61,224 千円、事業税 - <p>※事業税に地方法人特別税を含んでいる。</p> <p>※国税に連動しない場合は「-」を、適用額がない場合は「0」を記載した。</p>																														
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	<p>本制度の活用を通じて、県内企業において開発力向上や事業創出等に資する設備投資が活性化し、また、当該設備投資によって、沖縄県のイノベーションの促進・ものづくり産業の振興に寄与した。</p>																														
前回要望時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・平成33年までに、沖縄県の製造品出荷額等を平成24年比で1.4倍へ増加させる。 <p>※本制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、平成33年度としたい。</p> <p>(データ(工業統計調査)の制約上、上記目標は「年度」ではなく「年」単位とした)</p> <p>※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン)の目標値を用いることとする。</p>																														
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄21世紀ビジョン実施計画では、翁権の製造品出荷額(石油製品を除く)を、目標年度である平成33年度に5,600億円とすることを掲げている。 <p>平成26年度の工業統計調査実績では、沖縄県における製造品出荷額(石油製品を除く)は4,147億円であり、H24年3,707億円、H25年3,972億円と増加しており、微増ながら順調に推移している。</p> <p>なお、平成24年度～平成26年度の1年当たりの投資税額控除件数は、約21件、控除額は3億7,200万円の活用と一定の効果があったと評価できる。</p>																														
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> ○平成14年度 <ul style="list-style-type: none"> ・産業高度化地域 創設 ○平成19年度 <ul style="list-style-type: none"> ・産業高度化地域 延長 ○平成24年度 <ul style="list-style-type: none"> ・産業高度化・事業革新促進地域 創設 ・産業高度化地域 廃止 ○平成26年度 <ul style="list-style-type: none"> ・産業高度化・事業革新促進地域 拡充 																														
ページ	13—3																														